

国家試験不要 第一級陸上特殊無線技士養成課程【講習会】案内

1 陸特【令和5年度 名古屋 第1回】

弊社では、総務省東海総合通信局の認定を受けて、下記の養成課程【講習会】を公募にて実施いたします。この講習会を修了された方の免許申請手続き・免許証のお渡しも弊社で実施いたします。

講習時間にすべて出席し、修了試験に合格されれば免許取得できます。

記

1. 養成課程【講習会】の実施期間・場所・募集定員

講義実施日：令和5年6月17日(土)・18日(日)・24日(土)・25日(日)

7月1日(土)・2日(日)・8日(土)・9日(日)

合計8日間です(時間割のすべての講義に出席が必要です)。

講義実施時間：各日 10:00～18:50 (時間割詳細は、受付後案内させていただきます)

総講義時間：無線工学 48時間 法規 6時間 最終日に修了試験を実施します(18:10～)

※ただし、講義初日(6月17日(土))は9:30に集合していただきます。

実施場所：愛知県名古屋市天白区植田西 2-110-1 株式会社ベータテック

名古屋市営地下鉄鶴舞線「塩釜口」駅から徒歩 8 分

募集定員：20 名 **※社有駐車場(講習会日 無料)利用可。**

2. 養成課程【講習会】の料金(1名様あたり)

受講料金(含：教科書・免許申請費用) **52,625 円(税込)**

選抜試験料金(該当の方のみ：勉強会及び試験) **5,500 円(税込)**

3. 養成課程【講習会】の受講にあたって

講習会は、弊社が、養成人員、実施場所、授業及び修了試験の日程及び時間割、法令の定める教科書その他の細目について、総合通信局長の認定を受けて実施いたします。

講習会は全時間、遅刻欠席なく出席いただくことが条件となります。どうしても遅刻欠席となってしまった場合は、不足分の補講(1時間単位)を受講していただきます。なお、修了試験は、講習会の全授業時間を完全に受講した方であれば、受験することができません。また、修了試験の実施場所は受講の場所と同じです。

4a. 受講資格

受講申込時に、次の①、②にいずれも該当しない方で、**下記の4b. 受講資格【学歴・通信士・業務経歴・選抜試験】のいずれかに該当の方。**

※選抜試験につきましては講習会の初日の前に実施いたします。この選抜試験の受験対象の方は、講習会のお申込み時にパターンを選択してください(5aをご参照ください)。

①電波法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることが

なくなった日から2年を経過しない方

②第一級陸上特殊無線技士 又は 旧資格の【特殊無線技士(多重無線設備)】を取得済の方

4b. 受講資格【学歴・通信士・業務経歴・選抜試験】

第一級陸上特殊無線技士の養成課程【講習会】には次の受講資格が必要です。

【学歴】

「学校教育法第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校(電気科又は電気通信科に限る。)を卒業した方又は次のいずれかに該当する方」

- (a) 学校教育法による、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校(高等学校又は中等教育学校の電気科又は電気通信科を除く。)の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した方。
- (b) 学校教育法による大学の電気通信に関する課程を有する学科を1年次以上修了した方又は高等専門学校の電気通信に関する課程を有する学科を3年次以上修了した方。
- (c) 入学資格を学校教育法第57条に規定する方とする修業年限が3年以上の学校((a)に掲げるものを除く。)の電気通信に関する課程を有する学科を卒業した方。
- (d) 入学資格を学校教育法第90条に規定する方とする修業年限が1年以上の学校等((a)又は(b)に掲げるものを除く。)の電気通信に関する課程を有する学科等を卒業し又は修了した方。(「修了した方」については、1年次以上を修了した方に限る。)

※学歴の場合は、文部科学省所管の高校、高専、高卒の専門学校、大学が基本とお考えください。

厚生労働省所管の学校(職業訓練校等)等、文部科学省所管以外の各種学校卒業では受講できません。

※文部科学省所管の高校、高専、高卒の専門学校、大学において、学科名に「電気」「電子」「通信」

が付く学科をご卒業の方は、「電気科」又は「電気通信科」でなくとも要件を満たす場合がありますので、事前に弊社までご相談ください。

【通信士】

- (e) 第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第四級海上無線通信士又は航空無線通信士の資格を有する方。

※「第三級海上」以外の「無線通信士」とお考えください。

【業務経歴】

- (f) 当該認定の申請前5年以内に通算して3年以上(学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した方((a)に掲げるものを除く。))及びこれに準ずる方の場合、1年以上)多重無線設備の保守の補助又は搬送端局設備若しくは電力線搬送端局設備の保守に従事した経歴を有する方。
この場合において、高等学校を卒業した方に準ずる方は、学校教育法第90条第1項に規定する大学に入学することができる者とする。

※実際に上記無線局の保守の補助、又は保守の業務を行った経歴の証明書(免許人の印が必要)のご提出が必要です。

【選抜試験】

- (g) 第一級陸上特殊無線技士の資格に係る選抜試験(当社にて実施)に合格した方。

※学歴の要件、「無線通信士」の資格(第三級海上を除く)、経歴をお持ちでない方は、弊社にて

事前に実施する「選抜試験」に合格されれば受講が可能となります。(次の5a. 及び5bをご参照ください)

5a. 選抜試験について(学歴等の受講資格に該当しない方は選抜試験を受験してください)

養成課程【講習会】の事前に実施される選抜試験は、総務省の電波法関係審査基準の規定により、概ね次の内容で行われます(高等学校の電気科程度の内容とお考えください)。

- ・数学(代数、三角関数等) ・電気物理(静電気、磁気、フレミングの法則等)
- ・電気回路(直流回路、交流回路、共振等) ・電子回路(増幅作用、整流作用等)

※選抜試験を受験される方向けに、基礎から学ぶやさしい勉強会を行いますので、

選抜試験を受験される方は勉強会にご参加ください。

選抜試験勉強会 日時:令和5年6月10日(土)9:00~18:00 及び 11日(日)9:00~11:30

場所:愛知県名古屋市天白区植田西2-110-1 株式会社ベータテック

選抜試験 日時:令和5年6月11日(日)12:30(集合)~15:00 ※勉強会後実施

場所:選抜試験勉強会に同じ

選抜追試験(選抜試験不合格の方) 日時:令和5年6月15日(木)19:30(集合)~22:00

場所:選抜試験勉強会に同じ。

※選抜試験及び選抜追試験は筆記で行われます。また、定規・電卓は使用できません。

5b. 選抜試験合格と受講のパターンについて

弊社では、講習会の他に、eラーニングの養成課程を実施しております。このため、選抜試験に合格された方は複数の選択肢がございます。

①選抜試験(筆記)を受験し、合格後は講習会を受講する。

→選抜試験6月11日又は6月15日(追試)に合格後、6月17日からの講習会を受講される場合。

②選抜試験(筆記)を受験し、合格後は弊社のeラーニング養成課程を受講する。

→選抜試験6月11日又は6月15日(追試)に合格後、弊社のeラーニングを受講される場合。

※②の方は、試験当日に次のいずれかの身分証明書の確認をさせていただきますので、ご持参ください。

- ・運転免許証 ・小型船舶操縦免許証 ・パスポート
- ・写真付き住民基本台帳カード
- ・個人番号カード(マイナンバーカード。表面のみを参照して使用します。)
- ・無線従事者免許証(ただし、交付年月日(再交付の年月日を含む)から10年以内。)
- ・工事担任者資格者証(同上)
- ・運転経歴証明書(同上)
- ・電気通信主任技術者資格者証(ただし、交付年月日(再交付の年月日を含む)から10年以内。)
- ・危険物取扱者免状(写真の有効期間内のもの) ・消防設備士免状(同左)
- ・在留カード(写真付き。日本国政府発行のもので有効期間内のものに限り。)
- ・特別永住者証明書(同上)
- ・学生証・生徒証(写真付きに限り)及び保険証
- ・学生証・生徒証(写真付きに限り)及び住民票

- ③過去に弊社の実施した選抜試験(筆記又はCBT)に合格された方が今回の講習会を受講する。
→申込フォームの【弊社の選抜試験に合格】の口に✓を入れ、通知書番号と有効期間を入力してください。

- ④今回は選抜試験(筆記)の受験のみ。

→今回、筆記で選抜試験のみ受験される場合。

※④の方は、上記②に記載のいずれかの身分証明書の確認をさせていただきます。身分証明書をお持ちでない場合は、事前に住民票を1通ご提出いただきます。

6. 第一級陸上特殊無線技士の資格活用例

第一級陸上特殊無線技士で操作可能な設備等の例(次の①～③が可能です)

① 第三級陸上特殊無線技士で操作可能な設備の例

- ・各種業務用無線…消防無線、警察無線、鉄道無線、防災行政無線、タクシー無線(配車)、アマチュア無線のガイダンス局 等
- ・実験試験局・特別業務の局(一部)…通信抑止装置(劇場等の携帯電話抑止装置)、山岳遭難捜索システム(ディテクター) 等
- ・無人移動体画像伝送システム…陸上移動局や携帯局の無線局免許が必要なもの(携帯局の免許が必要な業務用ドローンや陸上移動局の免許が必要なロボット等。)

② 第二級陸上特殊無線技士で操作可能な設備の例

- ・衛星通信…VSAT(ハブ局) 50 ワットまで
- ・陸上のレーダー…警察(速度違反取締り)・気象(気象観測)
- ・路側通信…道路交通情報、ハイウェイラジオ(1620kHz、1629kHz)
- ・コミュニティFM局…コミュニティFM放送局(送信電力 20 ワットの局等)

③ 第一級陸上特殊無線技士で操作可能な設備の例

- ・衛星通信…SNG、放送番組の衛星への送出など(上り回線) 空中線電力 500 ワットまで
- ・マイクロ波多重無線回線…パラボラアンテナを使用する多重無線回線
- ・移動体通信の基地局…携帯電話基地局等

7. 第一級陸上特殊無線技士の資格操作範囲について

「第一級陸上特殊無線技士」の資格によって操作できるのは次の範囲です。

(1)陸上の無線局の多重無線設備の技術操作(30 メガヘルツ以上、空中線電力 500 ワット以下)

(2)第二級陸上特殊無線技士の操作範囲

※「技術操作」とは、電波を発射・停止する操作とお考えください。

※「陸上の無線局」には、海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局、基幹放送局、アマチュア局は含まれません。

※ 陸上に開設した無線局(海岸局、航空局、船上通信局、無線航行局及び海岸地球局並びに航空地球局(航空機の安全運航・正常運行に関する通信を行うものを除く。))の通信操作(マイクで話す等)については、無線従事者資格を要しない簡易な操作とされています(電波法施行規則第33条)。

また、「第一級陸上特殊無線技士」の資格を取得することにより、操作範囲とは別に「登録検査等事業者」の「点検員」になることができます（登録検査等事業者にて点検員の登録が必要です）。また、総務省の「技適未取得機器を用いた実験等の特例制度」において、無線設備が、相当技術基準及び電波法第三章に定める技術基準に適合している旨の確認を行う無線従事者となることもできます（令和元年総務省告示第265号）。

8. 講習会のお申込み及び弊社連絡先

お申込は、申込みフォームを開いていただき、必要事項をご入力ください。弊社で申込内容を確認後、受け付け等処理をさせていただきます（平日日中の対応となります）。

申込フォーム ※お申込みの際は、ご希望の講習日を間違いなく選択してください。

https://www.b-tec.jp/cgi-bin/rikutoku/regist/1rikutoku_lecture_regist.html

お問い合わせ）株式会社ベータテック 1陸特担当 宛て

TEL:052-893-9935（平日 9:30～18:00） FAX:052-809-0206

電子メール **1riku@b-tec.jp**

弊社住所（講習会の実施場所）

〒468-0058 愛知県名古屋市天白区植田西 2-110-1 株式会社ベータテック

以上